



令和8年度
札幌市民間公共的施設
バリアフリー補助事業のご案内

バリアフリー 改修しませんか？

小規模店舗等のバリアフリー改修を応援します

障がいのある方や高齢の方などが、安全で快適に利用できる
バリアフリー整備のための改修費用の一部を補助します。

段差解消・手すり設置・トイレ改修 など
いずれかの改修「のみ」でも相談可能

まずは
お気軽に
ご相談
ください！

補助率
最大

3/4

補助上限

150 万円

窓口相談
〔事前予約制〕

無料



窓口相談

6月30日(火) ▶ 9月30日(水)

申請期間

6月30日(火) ▶ 10月9日(金)

条件を満たすと、固定資産税・都市計画税
が2年間減額される場合があります(※)

※減額特例の適用には、国のバリアフリー基準への適合が必要となります。
※減額特例に関する詳細については、下記担当までお問い合わせください。

●詳細な申請要件等については裏面をご覧ください。

●お問い合わせ

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課（事業計画担当）
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎3階南
Tel: 011-211-2936 メールアドレス: sho.fukushi@city.sapporo.jp
<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/hojoindex.html>



さっぽろ市
02-F04-26-1440
R8-2-1009

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業

札幌市は、障がいのある方や高齢の方などが円滑に利用できるよう、バリアフリー化を目的とした民間建築物の改修費用の一部を助成します。様々な方がバリアフリーを意識する契機とすることで、福祉のまちづくりを目指します。

補助交付対象者

【補助交付対象者】

- ①国土交通省が定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」における、「建築物移動等円滑化基準に相当する整備内容」及び「標準的な整備内容」（「～が望ましい」と記載されている内容を除く。）のうち、改修が必要な整備内容を、原則としてすべて満たすものとする。
- ②①を満たすことが難しい場合は、補助金交付要綱（別表2）で定める整備箇所にかかる遵守義務項目の整備基準をすべて満たすこと（※交付対象者は選考会で決定）
- ③本市が指定するバリアフリーに精通した専門家による助言等を受けること
- ④補助金交付決定後に工事に着手し、令和9年3月1日までに完了報告書の提出が可能なもの

対象建築物

- ・不特定かつ多数の者が利用する床面積が2,000㎡未満の施設。一般客の来店を伴わない業態は対象外。
- ・福祉のまちづくり条例施行規則別表1の1（建築物）のうち
 - 病院又は診療所
 - 物品販売業を営む店舗（コンビニ、調剤薬局等）
 - 公衆浴場
 - 飲食店（レストラン、喫茶店、居酒屋等）
 - サービス業を営む店舗（美容室、クリーニング店等）

補助率（いずれも補助上限150万）

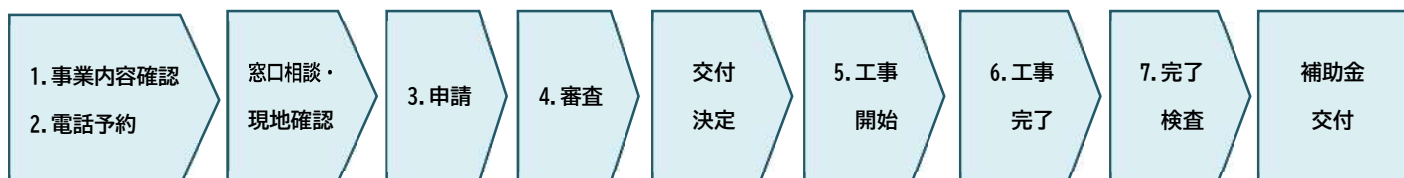
- ・上記①に該当するもの：総事業費の3/4
- ・上記②に該当するもの：総事業費の5/12

対象整備／対象経費

「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 補助金交付要綱」で御確認ください。
※要綱はホームページに掲載しています。➡



補助金交付までの流れ



1. 電話予約をする前に事業内容を御確認ください。
2. 窓口相談の利用を御希望の場合は、都度の事前予約をしてください。申請には「建築士による窓口相談」の利用が必須です。窓口相談後は、相談員が現地訪問し、整備箇所の状況を確認し、改修内容を助言します。

3. 申請書類は、障がい福祉課までお持ちください。申請期間は、6月30日（火）から10月9日（金）までです。
4. 申請書類を受付後、順次申請内容の審査を行います。なお、上記補助交付対象者の②に該当する場合は、選考委員会で交付対象者を決定します。
5. 交付決定通知をお受取り後、工事に着手してください。

6. 工事完了後、必要書類を添えて工事完了報告書を提出してください。
※最終の提出締切：令和9年3月1日（月）まで
7. 完了検査で適合を確認後、御指定の口座へ補助金を振込みます。
★優良な改修事例は、ホームページ等で御紹介させていただく場合があります。

建築士による窓口相談（札幌市委託事業）

一般社団法人北海道建築士会札幌支部会員（一級建築士）が、改修内容や整備基準等について御相談に応じます。（事前予約制）
 【窓口相談の事前予約申込先／受付時間】電話：011-211-2936／平日9時～12時・13時～17時 ※6月30日（火）から受付開始
 【相談場所／相談時間】札幌市役所本庁舎3階南 障がい福祉課（中央区北1西2）／平日9時～16時（1回あたり30分程度）
 ※窓口相談後は、相談員（一級建築士）が現地訪問し、整備箇所の状況を確認し、改修内容を助言します。

※本事業は予算の範囲内で実施するため、予算がなくなり次第、受付を終了させていただく場合があります。